○岩手県社会福祉審議会条例

平成12年3月28日
条例第4号

岩手県社会福祉審議会条例をここに公布する。

岩手県社会福祉審議会条例

(設置)

第1条　社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項の社会福祉に関する事項(精神障害者福祉に関する事項を除く。)を調査審議するため、岩手県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(一部改正〔平成12年条例60号・84号〕)

(組織)

第2条　審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2　委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(全部改正〔平成25年条例64号〕)

(委員長)

第3条　委員長は、会議の議長となる。

2　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条　審議会は、委員長が招集する。

2　委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3　審議会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

4　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5　臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第5条　専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)は、委員長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

2　専門分科会に専門分科会長を置き、委員及び臨時委員の互選とする。

3　専門分科会長は、専門分科会の会務を総理し、会議の議長となる。

4　第3条第2項の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、「委員」とあるのは「委員又は臨時委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条　審議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第7条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附　則

1　この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2　岩手県社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例(昭和61年岩手県条例第47号)は、廃止する。

3　この条例の施行の日から平成14年1月31日までの間に任命される委員又は臨時委員(第2条ただし書に規定する補欠委員を除く。)の任期は、同項本文の規定にかかわらず、平成14年1月31日までとする。

附　則(平成12年7月14日条例第60号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成12年12月18日条例第84号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附　則(平成25年10月18日条例第64号)

この条例は、公布の日から施行する。

社会福祉法（抄）

発令　　：昭和26年3月29日法律第45号

最終改正：令和6年法律第43号（令和７年10月１日施行）

第二章　地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条　社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

２　地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条　地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条　特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

２　地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条　地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条　地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

２　地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条　第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

２　前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十三条　この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。